

徳島県告示第二百九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、徳島小松島港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和五年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 港湾施設の種類
係留施設（浮棧橋）

2 名称

万代浮棧橋

3 位置

徳島市万代町五丁目七一番二地先

4 数量及び能力

延長 一〇・〇メートル

(二)(-) 幅 三・〇メートル

二 1 港湾施設の種類

係留施設（物揚場）

2 名称

元根井物揚場五

3 位置

小松島市小松島町字元根井五四番一四

4 数量及び能力

延長 三〇・〇メートル

幅員 一〇・〇メートル

(三)(-) 計画水深 DLマイナス三・〇メートル

三 1 港湾施設の種類

係留施設（物揚場）

2 名称

元根井物揚場六

3 位置

小松島市中田町字根井三番三七

4 数量及び能力

延長 一五〇・〇メートル

幅員 六・〇メートル

(三)(-) 計画水深 DLマイナス二・〇メートル

四 1 港湾施設の種類

外郭施設（護岸）

2 名称

元根井北護岸

3 位置

小松島市中田町字根井三番三七地先

4 数量及び能力

延長 六〇・〇メートル

五 1 港湾施設の種類

係留施設（船揚場）

2 名称

元根井船揚場

3 位置

小松島市中田町字根井三番三五

4 数量及び能力

延長 三〇・〇メートル

(二)(-) 計画水深 DLマイナス一・五メートルからマイナス三・〇メートルまで